

CITY OF YOKOHAMA

<地域と学校の連携・協働に関する研修>

学校・地域コーディネーター 方面別 研修・交流会①

教育委員会事務局 学校支援・地域連携課

令和7年5月21日（水）

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER



元となる根拠

○学習指導要領

- ・社会に開かれた教育課程の実現

○横浜教育ビジョン2030

○横浜市教育振興基本計画

- ・【計画期間】

4年間:2022(令和4)年度～2025(令和7)年度



社会に開かれた教育課程の実現に向けて

-
- (1) 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
 - (2) これからの中を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
 - (3) 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。



横浜教育ビジョン2030

【横浜の教育が目指す人づくり】

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」

【横浜の教育が育む力】

知

生きて
はたらく知

徳

豊かな心

体

健やかな体

公

公共心と
社会参画

開

未来を
開く志

【横浜の教育の方向性】

- ①子どもの可能性を広げます
- ②魅力ある学校をつくります
- ③豊かな教育環境を整えます
- ④社会全体で子どもを育みます

第4期 横浜市教育振興基本計画

計画期間：令和4年度～令和7年度

【柱5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働】

（施策1） 多様な主体とつながる教育の充実

◆施策の目標・方向性

子どもに関する課題や学校の課題の解決と未来を担う子どもたちの豊かな成長のために、学校が地域（地域住民、保護者、企業、大学等の様々な個人・団体）と連携・協働することにより、子どもたちが社会とつながる機会を創出し、子どもの学びや育ちを支えます。

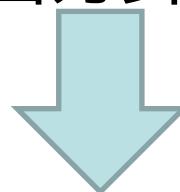
【学校運営協議会 と地域学校協働活動の 一体的な推進による地域と学校の連携・協働】



教育活動には次のことを関連付けることが必要

- ・学校教育目標
- ・子どもたちの資質・能力を教育課程で育成する
- ・小中学校9年間、特別支援学校では12年間で子どもたちを育む
- ・高等学校は中期学校経営方針における13の取組分野

各学校で定めている
中期学校経営方針

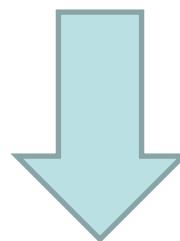


※地域と学校の連携・協働は単なるボランティアの活動や地域行事への参加ではなく、中期学校経営方針や教育課程と関連した活動。



地域と学校の連携・協働は、なぜ必要？

- ・子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化多様化している。
- ・子どもや学校の抱える課題の解決、未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が不可欠である。



いじめ、不登校
児童虐待、貧困問題
SNSトラブル

コロナ禍
GIGAスクール構想
働き方改革
ヤングケアラー

学校課題に伴う教職員
の勤務負担

地域社会のつながりや
支え合いの希薄化

地域と学校で、困難や課題を共有し
共に乗り越えていくことが重要。



学校教育目標や学校のビジョンを共有して 一体となって子どもを育むことが大切

学校運営協議会は、地域・保護者の皆さんと学校が目標を共有し、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みです。この仕組みを持つ学校を「**コミュニティ・スクール**」と言います。



地域と学校で、同じ方向性で
子どもたちの豊かな成長を支えていく

学校運営協議会は
学校にどのように関わっていくのですか？
学校運営協議会は学校と対等の立場で、
共有した目標に向かって活動を行います。

学
長が
ます



学校運営協議会と地域学校協働活動

学校運営協議会

- ・学校運営の基本方針の承認（必須）
- ・学校運営に関する意見（任意）
- ・教職員の任用に関する意見（任意）

学校運営について 協議

協議に基づいて アクション



(NPO法人まちと学校のみらい)

それぞれの組織の違い・役割の整理

● 横浜市独自の事業

☆ 全国で展開されている仕組み

●学校家庭地域連携事業（学家地連）

中学校区単位で、児童生徒の健全育成を目的にしている。

●まちとともに歩む学校づくり懇話会（まち懇）

ひらかれた学校づくりをすすめるため地域と学校が意見交換を行う場

☆コミュニティ・スクール

（学校運営協議会の設置されている学校）

保護者地域が一定の法的な権限を持って学校運営に参画する。

※横浜市では地域の身近な施設としてコミュニティハウスがあるが、一部コミュニティスクールという名称になっており、混同することがある。

学校・地域コーディネーターの役割

学校で求める教育支援活動のねらいと、
地域の方々の得意なことを結びつける

学校を支援するボランティアをまとめる

地域と学校をつなぎ、架け橋となり
「地域学校協働活動」を推進する

現在 横浜市立学校 465校に設置



学校・地域コーディネーターの役割

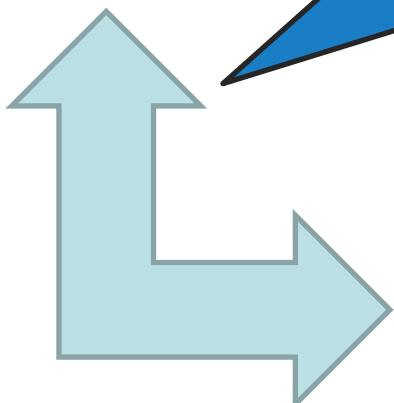
「学校・地域コーディネーター」とは

学校の要望

- ・キャリア教育を
したい
- ・見守りボランティア
を探したい

学校・地域コーディネーター

- ・つなぐ人、地域と学校の架け橋
- ・学校の要望と、地域の資源を結ぶ
- ・ボランティアをまとめる



地域の資源 ボランティア人材

地域学校協働本部

「地域学校協働本部」とは

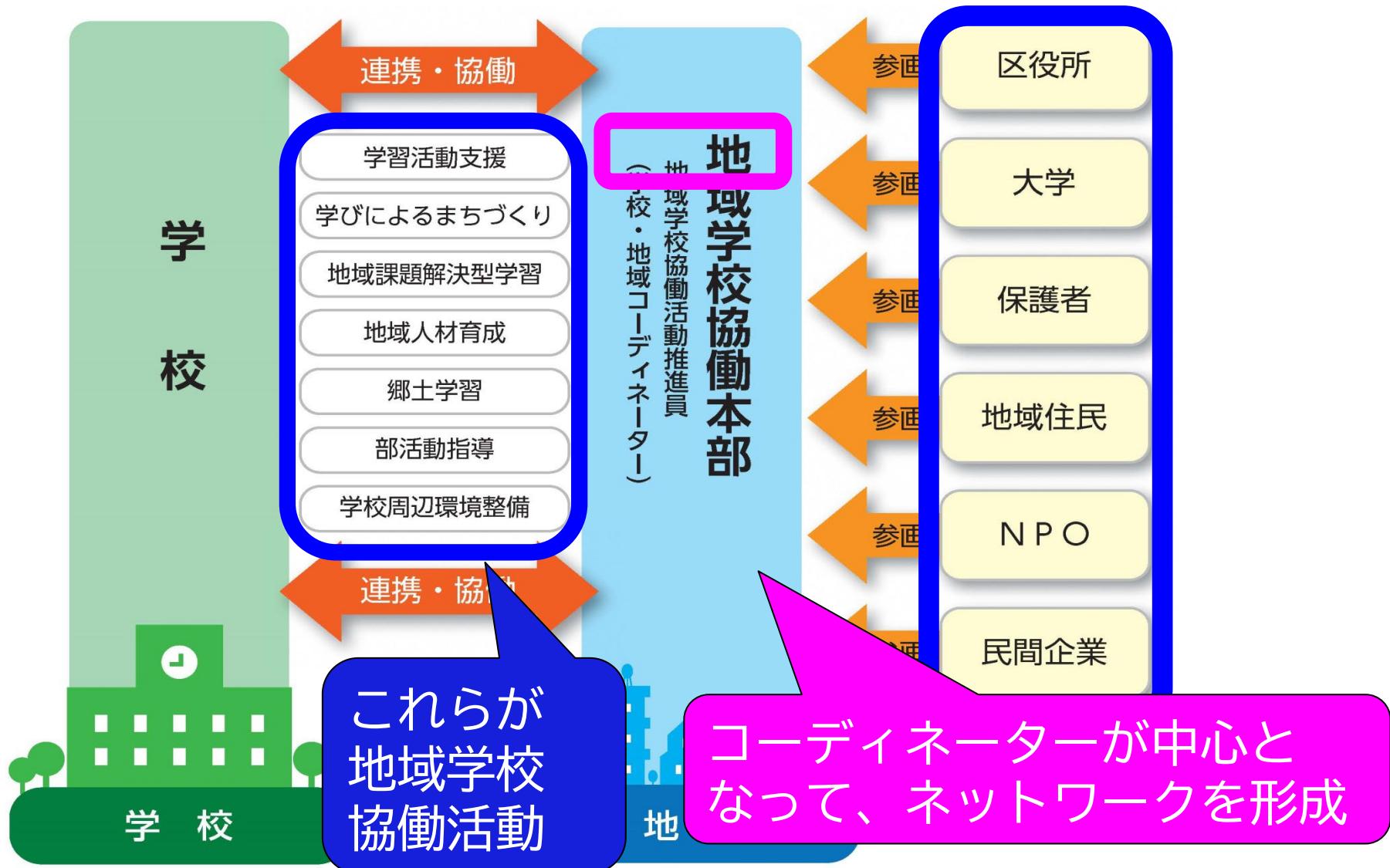
既存の地域 と学校の連携体制をもとに、地域学校協働活動推進員（学校・地域 コーディネーター）が中心となって地域、関係の団体などと緩やかなネットワークで形成された体制です。

1 コーディネート機能

2 多様な活動（より多くの地域住民の参画）

3 繙続的な活動（継続・安定）

地域学校協働本部





活動における注意点

活動における注意点

重要!!

- ・ 授業ボランティアは学習のねらいに沿って活動します。
- ・ 学校教育は、教育課程に基づいて行われています。
- ・ 行事日程や時間割があるので、早めに調整します。
- ・ 事前に必ず学校に確認をしてから、活動を始めます。
- ・ 個人情報の扱いへの配慮など、守るべきことがある。



学校のニーズ



アンテナ



地 域

地域の思い



持続可能な活動への発展

- 学校のニーズにあった活動
- 教育課程と関連した活動

- ✗ やらなければならぬ活動
- ✗ やりたい活動

目標やビジョンを、地域と学校で共有し、すでに行われている活動を活かしながら、「できる範囲で」「できる人が」「できることを」「持続的」に行なうことが大切。



学校・地域コーディネーターの役割

地域学校協働活動推進員に期待される役割とは

- ① 地域や学校の実態に応じた地域学校協働活動の企画・立案
- ② 学校や地域住民、団体、機関等との連絡調整
- ③ 地域ボランティアの募集・確保
- ④ 地域学校協働本部の事務処理・経費処理
- ⑤ 地域住民への情報提供・助言

(地域学校協働活動推進員の委嘱のための参考手引きより)



地域学校協働活動の例

学習支援

- ・学習補助
- ・学校行事補助
- ・放課後学び場

部活動指導

- ・部活動の支援
- ・外部指導者派遣

安全防災活動

- ・防災マップ作り
- ・地域合同防災訓練

キャリア教育

- ・職業講話、体験
- ・福祉体験、妊婦体験
- ・面接練習
- ・LP学習等

環境整備

- ・花壇の整備
- ・図書室の整備
- ・見守り活動

○保護者や地域住民等の参画による
幅広い教育活動・学校協力活動

○各学校・各地域にて実施
※各校によって内容は違います。

地域学校協働活動の例

教科活動

- ・学校の教育課程内で行う授業補助
- ・体験学習、活動
- ・本の読み聞かせ

特別活動や総合的な学習の時間

- ・職業体験
- ・職業講話
- ・郷土学習
- ・放課後等学習支援
- ・環境整備
- ・学年における体験活動
- ・地域行事への参画
- ・国際交流
- ・パラスポーツでの交流

環境整備・登校見守り活動・安全防災活動

コミュニティ・スクールとは

学校運営協議会を設置した学校をコミュニティスクール

○学校と保護者や地域の方々が力を合わせて学校の運営に取り組むことができる仕組み

- ・「学校運営協議会」とは・・・

学校の運営や必要な支援に関して協議する機関のこと
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)



法律に基づき、学校運営協議会の役割や権限が明確化されているため、保護者や地域住民等が学校だけに任せることなく、学校運営の当事者として、自立した学校と対等な立場で、継続して学校運営に関わることができる



学校運営協議会とは？

- 学校と保護者や地域の方々が力を合わせて子どもを育て、学校の運営に当事者意識を持って参画することで、様々な取組が活性化取り組むことができる仕組み
- 学校運営と必要な支援について学校と地域が目標や課題を共有し協議する合議制の機関
(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)
- 学校と目標やビジョンを共有した応援団
- 協議や承認を通して、学校運営の強化を図り校長の学校経営のビジョンを実現するためのツール

令和7年4月1日現在

現在 横浜市立学校 502校に設置



学校運営協議会の主な機能、権限 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

○校長が作成する学校運営の基本方針の承認

→目標やビジョンを共有。ともに子どもを育てる。

○学校運営について校長または教育委員会に意見を述べることができる

→個人の意見ではなく、合議体の意見

○教職員の任用について、教育委員会規則に定める事項について教育委員会に意見を述べることができる

→学校の基本方針を踏まえて、実現しようとする教育目標に適った意見

意見書の提出

保護者や地域住民の意見を反映
→学校運営の改善・強化を図る仕組み

学校と地域が課題を認識し、共通の目標やビジョンを持つ

- 育てたい子ども像
- 児童・生徒指導上の課題、いじめ
不登校への対応

○働き方改革

- 学校と地域、保護者が一緒にやれること
- 教育に地域の力をどう生かすか

目標やビジョンを共有
本音で話し合う

子どもを中心とした 熟議の場の構築

- 学力向上
キャリア教育

- 防災、防犯、
交通安全の取り組み

- 校種間連携による活動の充実
(幼保小連携、小中高連携、小中特支、高大連携)



学校における働き方改革の実効性の向上のために

○令和5年9月8日

文部科学省初等中等教育局長、文部科学省総合教育政策局長

「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策（提言）」（令和5年8月 日中央教育審議会初等中等教育分科会質の高い教師の確保特別部会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）より

2. 学校における働き方改革の実効性の向上等

(1) 地域、保護者、首長部局等との連携協働

① 保護者や地域住民等の理解・協力を得ながら取組を進めていくため、学校は、業務の適正化に向けて、学校における働き方改革について学校運営協議会等の場で積極的に議題として取り扱うこ₂₄



学校運営協議会は複数校での設置も可能

学校運営協議会の様々な形態

502校 に 382 協議会設置

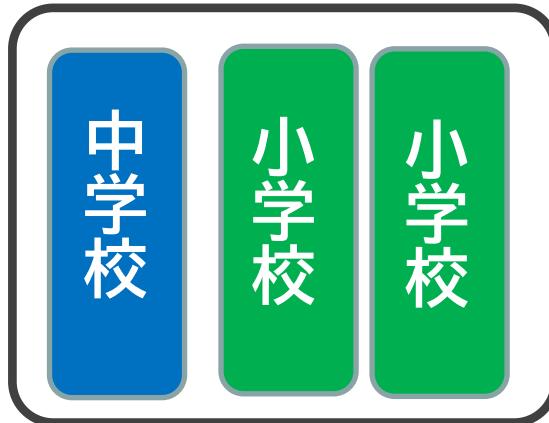
単独設置は 315協議会

合同での設置は 67 協議会

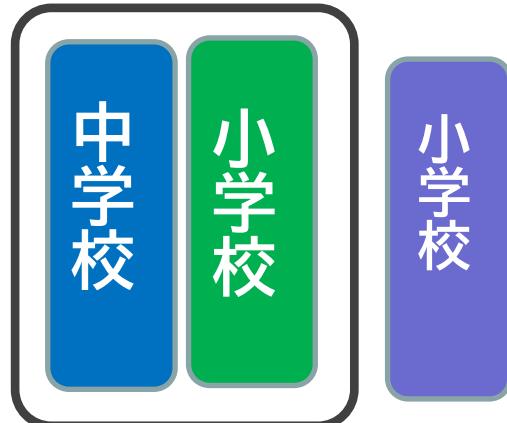
令和7年4月1日現在



単独の設置



ブロックの学校に
による合同設置



ブロックの一部の
学校による合同設置



学校運営協議会 委員の役割

委員は当事者意識をもった理解者。
一緒に学校運営に参画する。

- ① 学校教育目標を理解
- ② 地域と学校をつなぐ
- ③ 教育課程を理解
- ④ “子どもを育てる” 視点

合議体の機関

個人情報・守秘義務の扱い



改めて活動につなげるために大切なこと

- ① 今年度の学校の方針を把握する
- ② コミュニケーション、信頼関係の構築
- ③ CO間の方向性の確認、役割分担
- ④ 時期、タイミング、伝え方が重要
- ⑤ キーマンになる人との関わり
- ⑥ 定期的な打ち合わせ、振り返り

講演・交流会

「学校地域コーディネーターとしての
活動を進めるにあたって」

講師

高橋由美子 氏

横浜市学校地域コーディネーター連絡会

「学校運営協議会」「地域学校協働本部」の充実に向けて

令和7年度 研修会編

方面別 学校・地域コーディネーター研修・交流会① (5/21)

【協議会委員対象】 (6/27・7/4)

「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」の一体での推進について

【教職員・協議会委員・コーディネーター】 (10/21・28)

学校運営協議会委員・学校・地域コーディネーター・教職員合同研修

方面別 学校・地域コーディネーター研修・交流会② (11/13)

【教職員対象】 (12/4・12)

何故、社会とつながる学びが必要なのか

【教職員対象】 (1/30・2/5)

「学校運営協議会」と「地域学校協働活動」の一体での推進について

様々な場面でコーディネーターさんの存在や役割を周知していきます

改めて・・・

学校・地域コーディネーターという立場を大切にしながら
つながり

コミュニケーションを大切に！

今日のこの場でのつながりを
今後に活かしてください。